

# 初期佛教の地方弘通

——近畿以東に於ける——

堅 田 修

## 序

佛教が日本に公傳して始めて寺といわれるものを見るに至つたのは、周知の如く欽明天皇十三年冬十月、百濟聖明王が佛像、經卷を獻じ來り、佛教崇拜の可否が論ぜられた時、蘇我稻目が「試令<sub>ニ</sub>禮拜<sub>コト</sub>」として「淨<sub>ヲ</sub>捨<sub>テ</sub>向<sub>テ</sub>原<sub>ニ</sub>家<sub>ニ</sub>爲<sub>ス</sub>寺<sub>ト</sub>」というのが初めである。その後、數多くの寺院が建立され、推古天皇三十二年、「校<sub>ニ</sub>寺<sub>ヲ</sub>及<sub>テ</sub>僧<sub>尼</sub>」せしめた處、「有<sub>ニ</sub>寺<sub>四十六所</sub>」つたという。この趨勢は、大化改新の變動の中にも變らず、持統天皇六年に至つては、「令<sub>テ</sub>計<sub>テ</sub>天下<sub>ノ</sub>諸<sub>ノ</sub>寺<sub>ヲ</sub>」凡五百四十五寺に及んだという。これらの數字の正確度はさておき、かかる造寺の流行は、「凡<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>天皇<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>于<sub>テ</sub>伴<sub>造</sub>、所<sub>造</sub>之<sub>ノ</sub>寺<sub>不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>營</sub>

者、朕皆助作<sup>①</sup>」という狀勢下にあつては、それが單に畿内の諸國に限られていたものではなかつたであろう。外國の里々にも草葺の精舎や、壯嚴な堂宇が競つたことであろう。そうした寺院の地方での建立は、いつ頃、どのような情況の下に始められ、流行して行つたのであろうか。それは單に一宗教の教勢を伺い知るといふのみでなく、律令制下の地方政治、文化の様相を知る一つの手懸を求め得ることとなるであろう。かかる觀點にもとづいて、いまは地方寺院建立の情況を畿内以東に限り、特に尾張を中心に考察したい。

註① 大化元年八月紀。

一、畿内以東における寺院  
建立の創始

先ず畿内以東諸國における寺院を正史に探つて見るに、その初見は朱鳥元年紀の「飛彈國伽藍」であり、それ以前に地方寺院の名は見えない。しかし正史以外の文獻には、それ以前と傳える寺院がない譯でない。『扶桑略記』所引の『善光寺緣起』に、推古天皇十年秦巨勢大夫が、欽明天皇十三年に百濟聖明王より來つた彌陀三尊を信濃國に奉移したと見える。しかし當時の創建を證する遺物の出土もなく、これが事實であつたか否か疑わしい。この外、草創を聖德太子に結びつけて語る寺院は甚だ多い。これは太子信仰の隆盛によるもので、始め『帝說』その他の文獻では太子建立として七ヶ寺が擧げられるにすぎなかつたものが、鎌倉時代に至り前述の推古三

十二年紀の四十六所寺院が總べて太子建立寺院と考ふる諸説が行われ、地方の寺院までも之に附會されるに至つたものが多い。しかし推古紀の四十六所寺院が太子建立か否かは別として、その中に地方寺院が含まれていたかどうかは考究されねばならない。中世以來の四十六所寺院説については、石田茂作博士が精緻な研究を試みられ、また田中重久氏も研究を發表されているから、いまは之等先學の論考を參鑑しつつ考察をすすめよう。

四十六所寺院についての最初の説は、建長頃、法隆寺學問僧顯眞の撰したという、『聖德太子傳私記』一名『古今目錄抄』に見られる。これは最初「四十六箇寺院者」と記していながら、事實は三十九院しか擧げていない。この不備を補正すべく『私註抄』、『法空抄』、『重懷抄』、『松譽抄』等が記されたが、いまそれら記載の中、畿外東方諸國の寺院を擧げて見ると次表の如くである。

遺址、遺物 現在比定地

太子傳私記	私註抄	法空抄	重懷抄	松譽抄	遺址、遺物	現在比定地
駿河國符神寺	同上	同上	同上	同上		富士山頂
信濃國阿彌陀寺	同上	/	/	/		長野市善光寺
出羽國四天王寺	同上	同上	同上	同上		秋田縣南秋田郡寺内村高清水
三河國眞福寺	同上	/	/	/		愛知縣碧海郡矢作町大字北野
					白鳳期瓦 四天王寺式配置	

右表に列記した寺院が果して飛鳥時代、しかも聖徳太子建立かどうかは甚だ疑わしい。室町時代所寫の『太子

近江國	近江國懷	近江國瓦	近江國武	近江國	近江國勝	近江國味	近江國散	近江國	近江國	近江國觀	近江國	近江國	近江國金	美濃國	伊勢國
／	堂	寺	作寺	／	善寺	摩寺	寺	／	／	音寺	／	／	剛寺	太子寺	／
／	同	同	同	／	同	同	織	／	／	同	阿彌陀	蒲生	石塔	同	／
／	上	上	上	／	上	上	寺	／	／	上	陀寺	寺	上	上	／
百濟	同	同	同	般若	同	同	同	／	／	同	同	同	／	／	／
寺	上	上	上	寺	上	上	上	／	／	上	上	上	／	／	／
同	同	同	同	同	同	味摩	同	／	／	同	同	同	／	／	／
上	上	上	上	上	上	之寺	上	／	／	上	上	上	／	／	／
同	同	同	同	同	同	味摩	同	石馬	長命	同	／	石城	／	／	紫雲
上	上	上	上	上	上	寺	上	寺	寺	上	／	寺	／	／	寺
布			天	白						天		奈			
目			平	鳳						平		良			
瓦			期	期						期		時			
			瓦	瓦						瓦		代			
滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	滋賀縣	岐阜縣	
愛知郡	愛知郡	神崎郡	蒲生郡	栗太郡	蒲生郡	蒲生郡	蒲生郡	神崎郡	蒲生郡	栗太郡	栗太郡	蒲生郡	蒲生郡	稻葉郡	
角井村	葉枝見村	建部村	武佐村	常盤村	平田村	多賀村	敏満寺	南五箇莊村	長命寺	常盤村	金勝村	櫻川村	日野町	北長森村	
百濟寺		瓦屋寺	武佐	中		敏満寺		石馬寺		芦浦	東阪	石塔	大谷	附近?	

傳玉林抄』の如く、「この外いくらも處々在之」と放言するに至つては全く信憑し得ない。いま、それらの一々について考證する餘裕もないから、上述の先學による當該寺院の調査を参照すると、遺物、遺蹟に徵證を得るものは前表の如く八カ寺に上るが、その中飛鳥様式の古瓦を出土するのは一カ寺もなく、漸く白鳳様式の古瓦を出土するのが二カ寺で到底飛鳥時代建立を證し得ない。

上述のようであれば、飛鳥時代には佛教は未だ畿外東方諸國へは弘通せず寺院の建立はなかつたのかと一應考えられる。しかし文獻には何等知る處がないが、遺物、遺蹟の上からのみ飛鳥時代建立でなからうかと思われる遺蹟が二、三ある。即ち飛鳥様式といわれる古瓦の出土地である。これについては石田博士の『飛鳥時代寺院址の研究』の大著があるから、いま之によると畿内以東では、伊賀三田廢寺、尾張甚目寺、同元興寺、三河北野廢寺、上野上植木廢寺の五カ寺を擧げられる。しかし後に出された『總説飛鳥時代寺院址の研究』では、後四寺は除かれ三田廢寺のみ飛鳥時代建立とされている。

この三田廢寺（三重縣阿山郡三田村大字三田）が飛鳥時代建立と看做されるのは、素瓣八葉、中房内に蓮子五顆を素縁の周縁で包むものと、同じく素縁の周縁内に素

瓣八葉の瓣端に山形を附し蓮子七顆を入れるものとの二種の飛鳥様式瓦の出土による。しかしこの瓦は、石田博士自身も「中房の過大の咎めはあるが」と斷つておられるのを見ると、多少の便化は認められておられる様である。ともあれ中央大和と差程隔たつていないこの地であれば、古瓦様式の示す年代——飛鳥時代に寺院の建立を一應認めても不穩當ではないであろう。更に石田博士の飛鳥様式瓦の精緻な分類によれば、三田廢寺出土の前者の古瓦は第七類に、後者の古瓦は第四類に屬せられている。そして第四類は、その出土地が文獻に創始年代を明らかにしうる處はないが、造瓦の燒きの堅いこと、瓦土質の粗いこと等から飛鳥末期にその流行を見たものであらうとされる。また第七類の瓦は、出土地が多く二十カ所ばかりあるが、その中文獻に左證あるものは五カ寺である。うち創建年代の最も若いものは百濟寺であつて、その建立は舒明天皇の十一年といわれるから、該式瓦の流行の最下限が舒明天皇の御代までであつたことが想定されるし、また發見地が畿内諸國及び四國、九州まで及んでいることは、それが飛鳥時代末期に流行したものでないかということ推定せしめている。以上の石田博士の考定によれば、三田廢寺は飛鳥時代も末期、より明瞭

に言へば舒明天皇御代以降の建立とされよう。

石田博士は、畿内以東の飛鳥様式瓦の出土地を上述の三田廢寺のみとされているが、その後、さらに伊賀より東の尾張に飛鳥様式瓦の出土が報告されている。即ち、それは廢長福寺址であつて(愛知縣丹羽郡千秋村大字加納馬場)、そこには塔心礎も残つており、田中重久氏の發掘調査の結果、東西兩塔を存する比蘇寺式伽藍配置であつたことが判明している。出土瓦は、素瓣八葉、周縁素縁、蓮子五顆の標識的な飛鳥様式瓦で(挿圖1)、優秀な造瓦、焼成は大和百濟寺、比蘇寺など同様式瓦と遜色なく、むしろ朝鮮扶餘軍守里廢寺出土瓦に近いものを感じさせる程である。更に他の一種の瓦も八葉の素瓣先端に山形を附したもので、之又典型的な飛鳥様式瓦である。上述の二種の瓦共、何れも三田廢寺出土と同じく石田博士分類の第四類と第七類に屬することは注意してよい。従つて廢長福寺も該瓦の示す年代、即ち飛鳥時代末期の建立と推定されよう。

現在までの處、東海道筋では尾張より以東に飛鳥様式瓦を求めることは出来ないようである。ところが東山道の初めに當る近江においては、飛鳥様式瓦の出土が知られている。即ち志那中廢寺址、小川廢寺址、高宮廢寺址

の三カ所がそれである。志那中廢寺址(滋賀縣栗太郡常盤村大字志那中)の出土瓦は、忍冬様文という珍らしい文様の鍔瓦である。之は出土類例が乏しく、法隆寺から數片發見されているに過ぎないが、その年代は飛鳥時代と認められている。しかし志那中廢寺址では、この忍冬文瓦は全く孤例であつて他に出土を見ないから、梅原博士の論ぜられる如く、この一例の發見から直ちに同地に該瓦を使用した堂宇が、その瓦文様の示す年代に存したとすることは困難であろう。次に小川廢寺址(滋賀縣神崎郡八幡村大字小川)出土瓦は、素瓣十葉、周縁素文で形式的には石田博士分類による飛鳥様式瓦の第三類に類するものであろうが、周縁は異常に分厚く、飛鳥寺出土の同式瓦の典型とは相當の隔りを認めない譯には行かない。一時代後におくらすのが妥當であろう。高宮廢寺址(滋賀縣犬上郡高宮町大字大北)は、田中重久氏の同地方出土古瓦地名表<sup>⑤</sup>により飛鳥様式瓦の出土が知られる。しかし現今同寺址出土瓦として知られているのは、細瓣十二葉の中に蓮子十三顆を入れる大型の中房を包んだものと、複瓣八葉に、珠文帶、鋸齒文周縁をめぐらすものとであり、飛鳥様式と見られるものは實見し得ないので、ここでは判定を留保しておきたい。

敘上によつて畿内以東の諸國に於ける飛鳥時代建立と見られる寺院址は、僅かに伊賀三田廢寺、尾張廢長福寺の二カ寺を數えるにとどまり、しかも飛鳥時代も末期と推定されたが、ともあれ上述二寺は瓦の文様々式のみから言えば、東方諸國の寺院が建立されて行く中において初期的なものであつたと言えよう。更に言えば、東方諸國の寺院建立の嚆矢をなすものであると言える公算は大であると言えよう。尙また、二寺のうち何れが早い、か敢えて考察すれば、『福山敏男博士が飛鳥様式瓦の出土地表に示すところによると、廢長福寺を先にあげられ、飛鳥末か白鳳初期あたりと看做され、三田廢寺は白鳳初期とされているが、これは妥當な推定と言えよう。

- 註② 石田茂作博士『聖德太子建立四十六院の研究』(聖德太子奉讚會研究紀要)第一輯、昭和七年、東京。及び『飛鳥時代寺院址の研究』(昭和十一年、東京)。
- ③ 田中重久氏『聖德太子御聖蹟の研究』(昭和十九年、大阪)。

- ④ 石田博士、前掲後書、五六八頁。
- ⑤ 石田博士『總説飛鳥時代寺院址の研究』(昭和十九年、東京)。一〇一—一二四頁。
- ⑥ 田中氏、前掲書、四七三—四八七頁。
- ⑦ 梅原末治博士『忍冬様文軒丸瓦について』(『史迹と美

- 術』二〇七號、昭和二十五年、京都)。二八二—二九四頁。
- ⑧ 田中氏、前掲書、三六三—三六四頁。
- ⑨ 福山敏男博士『聖德太子の寺院』(聖德太子と日本文化)、昭和二十六年、京都)。一七一—一七四頁。

## 二、畿内以東に於ける

### 寺院建立の流行

上來、畿外東方諸國における寺院建立の初めが、伊賀、尾張において飛鳥末から白鳳初期にあたることを考察したが、その後の寺院造立は如何様に進められたであろうか。先ず文獻について、一應平城奠都前に區切つて檢すると、正史には先述の飛彈國伽藍が朱鳥元年紀に見え、更に持統天皇八年紀に近江益須寺、大寶元年紀に近江志我山寺が挙げられているにすぎない。その他、依據するに足る文獻について見るに、『古今集目錄』に三井寺が天武天皇三年、『塵袋』所引『尾張風土記』に尾張光明寺—葉栗尼寺が天武六年、また『類聚三代格』に下野藥師寺が天武年間、それぞれ建立されたことが記されている。しかし前述の如く、持統天皇六年には五百四十五カ寺を數えたというから、東方諸國にも白鳳時代に尙多くの寺院が建立されていたらうと推測される。そこで更に

遺物、遺蹟の上から白鳳時代建立と見られる寺院を求めてみる必要が起るのであるが、それはつまり白鳳様式瓦の出土地を調べあげるに外ならない。しかし白鳳様式瓦については、石田博士による飛鳥様式瓦の如き精緻な研究がなされていないようであるから、念の爲、白鳳時代の標式的な古瓦について考定しておくこととしよう。

白鳳様式瓦として先ず第一に挙げられるのは、法隆寺出土の複瓣八葉で、中房、蓮實ともに大きく、周縁に鋸齒文をめぐらす鐙瓦と、忍冬唐草文の字瓦との一組である。これは一時代前迄、飛鳥時代と認められていたものであるが、若草伽藍の發掘以後は明瞭に一時代後と認定され、天智火災以後のものとしてされている。白鳳様式の第二と目されるものは、山田寺出土の、素瓣の中の一つの胡桃形小葉を入れる重圏周縁の鐙瓦と、重弧文字瓦の一

對である。山田寺は『法王帝說裏書』にあるように、舒明天皇十三年に「始平地」から、皇極御代に「立金堂」以降、四十六年を経て完成したようであるから、該瓦の年代觀も略々定められよう。以上の二種の白鳳時代瓦のほか、本薬師寺、及び藤原宮址出土の周縁内に連珠文をめぐらす複瓣瓦と、天星地水縁に扁行唐草文を附す字瓦の一對がある。薬師寺は天武九年紀に「初興」とあり、藤原宮は持統八年紀に「遷居」と記されているから、そこからの出土瓦は白鳳期の標式瓦と看做してよいであろう。

以上の如く白鳳様式瓦の標式を改めて見定めた上で、管見の及ぶ限り、敍上三式、及び三式に類し當代と認定しうる古瓦の出土地を畿外東方諸國に求めるに、次表の如き結果が得られるのである。<sup>⑩</sup>

寺 址 名	所 在 地	鐙 形		周 縁	字 瓦
		瓣 形	瓣 數		
三田 慶 寺 址	三重縣阿山郡三田村大字三田池	素 瓣	8	素 縁	忍 冬 文
慶 班 光 寺 址	三重縣一志郡川合村大字八太	單 瓣	8	重 圏	重 弧 文
慶 淨 泉 寺 址	三重縣一志郡高岡村大字高野	單 瓣	8	重 圏	重 弧 文
慶 天 花 寺 址	三重縣一志郡中川村大字天花寺	複 瓣	8	波 文	重 弧 文
慶 貴 田 寺 址	三重縣松阪市高田	複 瓣	8	波 文 珠 文	唐 草 文

下	見世山中廢寺址	滋賀縣栗太郡常盤村大字下寺	復	8	波	
寺	滋賀縣大津市滋賀里大形	滋賀縣大津市南滋賀町	復	8	鋸齒文	重弧文
	古郡廢寺址	茨城縣西茨城郡古郡村將門屋敷	復	8	鋸齒文	重弧文
	廢結城寺址	千葉縣結城郡山川村	素	8	重圈	
	手賀廢寺址	千葉縣東葛飾郡手賀村大字手賀	單	8	重圈	重弧文
	木下廢寺址	千葉縣印旛郡木下町別所	素	8	重圈	
	龍角寺址	千葉縣印旛郡安食町	單	8	重圈	重弧文
	二日市廢寺址	靜岡縣田方郡三島町字二日市	單	8	重圈	重弧文
	尾羽廢寺址	靜岡縣庵原郡庵原村大字尾羽	復	8	波文	
	日吉廢寺址	靜岡縣駿東郡大岡村大字日吉	單	8	重圈	重弧文
	鳥羽廢寺址	愛知縣幡豆郡幡豆町大字鳥羽	素	6	重圈	重弧文
	寺領廢寺址	愛知縣碧海郡櫻井村大字寺領	素	6	重圈	重弧文
	北野廢寺址	愛知縣碧海郡矢作町大字北野	素	6	重圈	重弧文
	尾張國分寺址	愛知縣中島郡明治村大字矢合	素	8	(重圈)	
	元興寺	名古屋市中區正木町	素	8	重圈	重弧文
	甚目寺	愛知縣海部郡甚目寺町	素	8	重圈	
	廢長福寺址	愛知縣丹羽郡千秋村大字加納馬場	素	8	素線	重弧文



上植木廢寺址	山王廢寺址	廢大靈鳥寺址	山田寺	廢厚見寺址	廢宮處寺址	高宮廢寺址	下岡部廢寺址	廢屋中寺址	廢普光寺址	小川廢寺址	雪野寺	廢安養寺址	舟木廢寺址	廢益須寺址	志那中廢寺址	廢大般若寺址	廢花摘寺址
群馬縣佐波郡殖蓮村大字上植木	群馬縣群馬郡總社町山王	岐阜縣稻葉郡蘇原村大字山田	岐阜縣稻葉郡蘇原村大字山田	岐阜縣岐阜市寺町	岐阜縣不破郡宮代村	滋賀縣犬上郡高宮町大北	滋賀縣愛知郡稻村下岡部	滋賀縣愛知郡稻村上岡部	滋賀縣愛知郡葉枝見村普光寺	滋賀縣神崎郡八幡村大字小川	滋賀縣蒲生郡苗村大字川守	滋賀縣蒲生郡桐原村大字安養寺	滋賀縣蒲生郡岡山村大字舟木	滋賀縣野洲郡守山町吉身	滋賀縣栗太郡常盤村大字志那中	滋賀縣栗太郡常盤村大字中	滋賀縣栗太郡常盤村大字下物
單瓣	素瓣	複瓣	複瓣	複瓣	素瓣	複瓣	單瓣	單瓣	複瓣	素瓣	複瓣	單瓣	複瓣	單瓣	忍冬文	複瓣	複瓣
8	8	8	8	8	12	8	8	8	8	10	8	8	8	8	6	8	8
重圈文	素線	鋸齒文		鋸齒文	素線	鋸齒文	鋸齒文	鋸齒文	鋸齒文	素線	鋸齒文	放射線文	鋸齒文	波文	素線	波文	波文
重弧文						唐草文	重弧文	重弧文	重弧文		指重痕文弧	唐草文					

藥師寺址	群馬縣吾妻郡藥師寺村	複瓣	8	鋸齒文	重弧文
上神王慶寺址	群馬縣河内郡明治村上神王	複瓣	8	鋸齒文	唐草文

上表は元より完全ではないが、當代の佛教流行情況、文化の地方傳播の様相など考察さるべき多くを示唆して

た所在地名は最近の行政區劃、名稱の變更を充分承知し得なかつたので舊名のまゝとした。他表も同様。

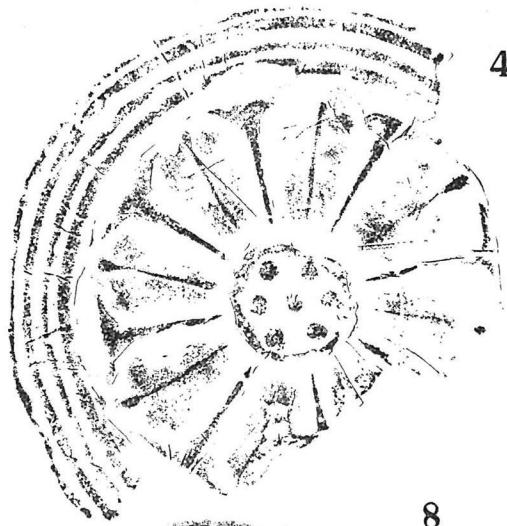
いるようである。いまそれら全般に互つて詳論する餘裕が與えられないので、先ず前章に述べた如く東方諸國における寺院建立の創始を見たと思われる尾張の地を抽出し、その地に見える一、二の問題について考察しよう。

### 三、尾張地方に於ける造寺の流行

尾張において慶長福寺の後、造寺の流行がどうかであつたかを見ると、前表の白鳳瓦の出土地のほか奈良時代以前と見られる古瓦の出土は次表の如くである。

註⑩ 出土瓦は各寺址中、最古式と思われるものを記した。ま

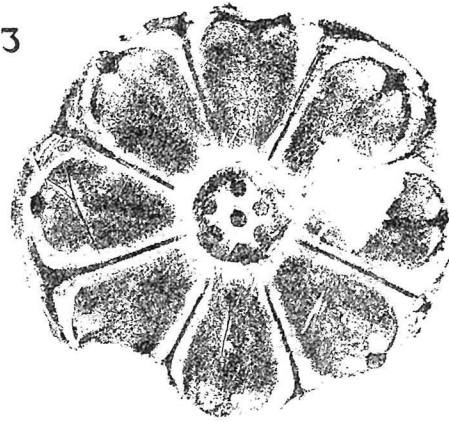
寺名	所在地	瓦		宇瓦	その他遺物
		瓣形	瓣數		
奥田慶寺址	知多郡野間町奥田	素	8	重圍	重弧
慶菩提寺址	中島郡稻澤町稻島	素	8	素	
勝川慶寺址	春日井市勝川	複	8	素	流水
高藏寺慶寺址	東春日井郡高藏寺町高藏寺	複	8	素	忍冬
豐場慶寺址	西春日井郡豐山村豐場	複	8	鋸齒	(遺蹟壞滅)
法海寺	知多郡濱須賀町寺本	素	4	素	凹二段心礎
尾張國分寺址	中島郡明治村矢合	複	8	素	唐草
三宅慶寺址	中島郡平和村三宅	素	10	重圍	



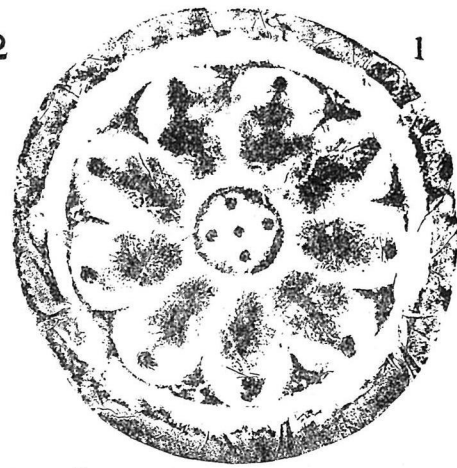
4



3



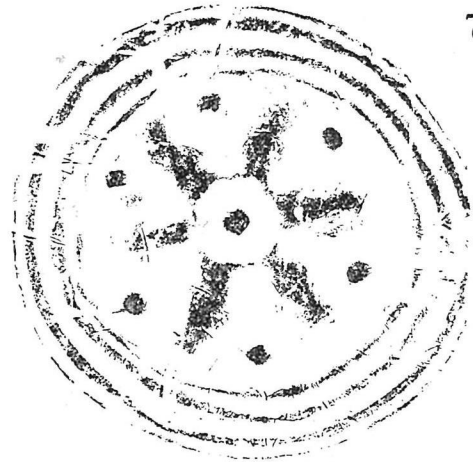
2



1



8



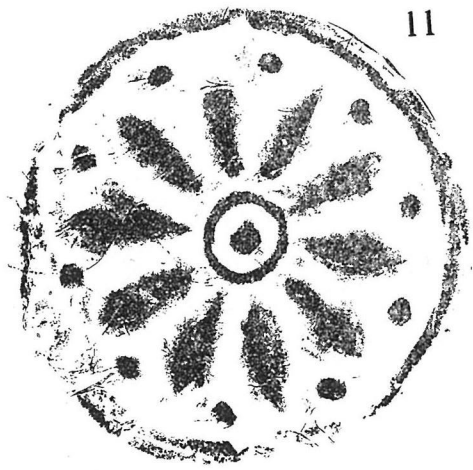
7



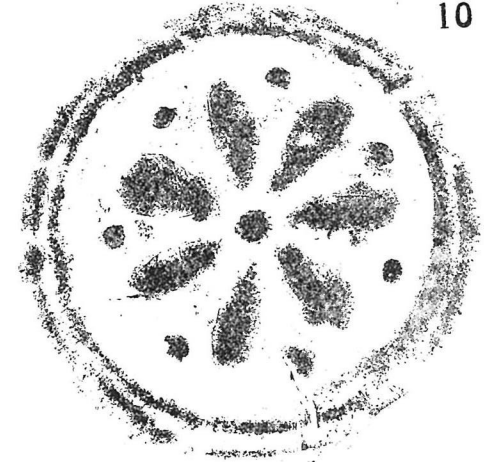
6



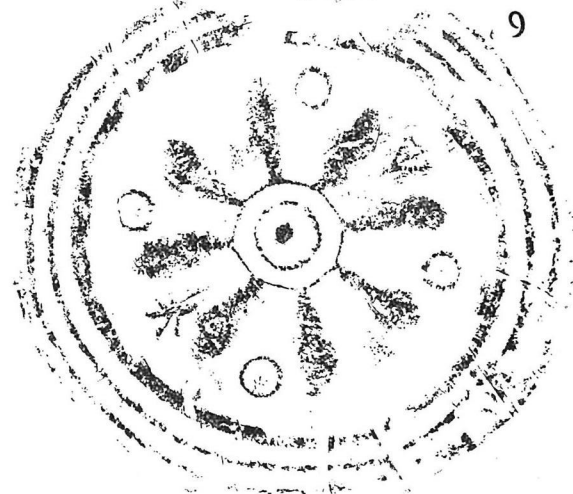
5



11



10



9

守山慶寺址	東春日井郡守山町小幡	單		重弧	
大山慶寺址	東春日井郡篠岡村大山	素	8	唐草	輪環溝心礎

先ず白鳳様式瓦の表式である山田寺式の單瓣鐙瓦と重弧文字瓦の出土地は、元興寺、尾張國分寺址の二カ所である。更に一カ所の白鳳瓦出土地は甚目寺で、前述白鳳期瓦の三標式の何れにも屬さないが、蓮瓣は飛鳥様式の素瓣で、たゞ周縁を重圈につくり、白鳳期と看做して不穩當でない瓦を出土し、前述元興寺及び尾張國分寺からも出土している。元興、尾張國分兩寺址出土の山田寺式瓦は、大和地方の同式瓦と何等遜色なく、便化のあとを認められないから、山田寺建立頃とあまり隔たない時期のものと考えられるが、更に立入つて考察して見よう。

尾張における前記白鳳様式瓦出土地の中、多少なりとも文献らしきものに左證があるのは、甚目寺のみである。一般に流布している同寺の縁起には、推古天皇五年甚目連龍麻呂の創建といつてゐるが、寺に藏する文永元年筆寫の縁起には、「天武天皇御宇、白鳳十九年己卯歲號法皇寺打額於東門、三間四面之二蓋堂宇一字御建立云々」とある。「白鳳十九年己卯歲」とはおかしいが、天武天皇の治世で己卯歲は七年である。ところで同寺出土

の古瓦を見ると、寺に藏してゐるのは仁王門附近出土という、素瓣八葉の鐙瓦(圖4)、及び同文でそれより大型のものとの二種がある。しかし田中重久氏、石田博士ら先學は、この外に現尾張國分寺に藏する素瓣八葉、周縁缺損の鐙瓦(圖2)、及び單瓣八葉の鐙瓦(圖5)を甚目寺出土と論ぜられてゐる。そして角田文衛氏の大著『國分寺の研究』にも、木越宏氏は「外輪は重圈よりなり八葉の蓮華、五個の實を有する推古式の巴瓦は明らかに誤りである。之は國分寺發行の繪葉書にもせられてゐる爲、大西源一氏や田澤金吾氏も間違れてゐる。既に石田氏も指摘された如く甚目寺の瓦であつて、かれこれ混同せらるべきでない」といわれている。この瓦については、嘗つて論じたところであるが、現國分寺藏の前記瓦を甚目寺から將來した積極的な徵證は何等認められないのである。何故甚目寺出土瓦とされるのか了解に苦しむが、或いは國分寺の建立を天平十三年の詔勅により始まるものとのみ解し、それ以前の古瓦の出土に疑惑をもたれたのではないかと思われる。木越氏は「既に石田氏

も指摘された如く」と言つておられが、石田博士の論考で尾張國分寺に關するものは、寡聞であろうが見當らないので、恐らく『飛鳥時代寺院址の研究』に收め記しておられる甚目寺の項で、現國分寺藏の三種の瓦を藤智禪氏からの柘本により掲げておられるのを指すと思われ。ところが石田博士は後述して、「(二)以下の三種(前掲國分寺藏の三種―筆者註)は、甚目寺發見の瓦として多少の疑ひが無いではないが暫くここに類聚す」と記しておられる。木越氏が見られたと思われる石田氏の指摘は既にかくの如くであるから、これらの瓦を甚目寺出土と強調することはできないであろう。

甚目寺出土の瓦としては、既に前掲の如き二種の鑑瓦が知られている。即ち素文の蓮瓣は飛鳥様式を享け、大和豐浦寺出土瓦に見える如く瓣の中央の稜線を入れておるが唯周縁を重圈につくつてゐる。周縁を重圈につくることは、前述の如く山田寺鑑瓦において劃期的に行われたと思われるが、いま素瓣で周縁を重圈につくる瓦の出土地を拾うと、大和では法起寺、巨勢寺、田中廢寺などが想起される。これらの中、文獻に徵證を認め得る法起寺について見ると、『聖徳太子傳私記』に引く「法起寺塔露盤銘文」に、堂宇の建立は舒明天皇十年に金堂を構

立し、天武十四年に至つて塔を建てたとある。斯様であれば、同寺出土瓦の年代觀も略々知られよう。即ち重圈周縁素瓣瓦も恐らく山田寺の重圈周縁單瓣瓦と製作年代を同じうしているか、或はそれに倣つて作られたものといえよう。更に言えば天武朝頃の製作と考えられよう。

以上の考究により甚目寺出土の素瓣重圈周縁瓦の年代も略々想定されようが、丁度、文永縁起に記す建立年代―天武天皇、白鳳七年―と符合するのに氣づかれよう。

安易な断定は控えるとしても、出土瓦の想定年代と縁起記載の創建年代との照合は注意されてよいであろう。ともかく一應甚目寺出土の該瓦の年代觀にもとづいて當地方出土瓦を見るならば、元興寺出土の素瓣八葉周縁重圈の瓦(圖3)も、瓣面中央の稜線はないが略々同文で、甚目寺出土瓦との間に時代差を考慮する必要はないようである。更に國分寺藏の周縁を缺いた素瓣八葉の瓦(圖2)も、後述する如く重圈周縁で、元興寺瓦と同文と見られる。如上、甚目寺様式瓦が尾張の三カ所から出土することは、甚目寺出土瓦の示す年代―天武朝頃に、寺塔の建立が上記三カ所に相次いでなされたと推定される。ところで國分寺遺址に、上述の如き白鳳期瓦の出土は疑問とされるかもしれない。しかしこのことは既に角田

文衛教授が卓説された如く、所謂國分寺は天平十三年の詔勅によつて初められたものでなく、天武天皇十四年三月壬申「諸國毎<sup>レ</sup>家作<sup>ニ</sup>佛舎、乃置<sup>ニ</sup>佛像及經。以禮拜供養」との詔に基づき、「諸國毎<sup>レ</sup>家」即ち諸國の政務を執る官家即ち國府に佛舎—國府寺を作つたものに始まることを想起すればよいであろう。既に知られている如く、尾張國府址は國分寺址の東北方約四軒の地點、稻澤町字松下に比定されている。即ち前述の白鳳期瓦が尾張の官家から程近い地點から出土するということは、天武十四年詔による「諸國毎<sup>レ</sup>家」の「佛舎」が建てられていたことを示唆するものでなからうか。天平勝寶元年、尾張國山田郡人生江臣安久多が知識物を獻じた尾張國分寺は、即ち天平十三年の詔による尾張國金光明寺のことであつたに相違なく、それは前記の國府寺をそのまま利用したか、若くは七重塔などを増建したか何れかであつたであろう。この様な例は既に角田教授が指摘された如く、伊勢國分寺、備後國分寺、伊豫國分尼寺等にも見られるところである。そして尾張の場合、天平頃に國府寺地に更に堂塔が増建されたことは、その頃と見られる複瓣鐙瓦と唐草文字瓦とが出土していることによつて知られるのである。

註① 田中氏「尾張、三河の寺址と出土瓦」(『夢殿』第十九冊、昭和十四年、法隆寺)。石田氏前掲『飛鳥時代寺院址の研究』五七八頁。

② 拙稿「尾張國分寺藏白鳳瓦について」(『郷土文化』九卷一號、昭和二十八年)。

③ 角田文衛氏『國分寺の研究』上、(昭和十三年、京都)。

④ 天平勝寶元年五月紀。

⑤ 角田教授、前掲書、五九頁。

#### 四、尾張地方白鳳期瓦の出土關係

前述した尾張國分寺藏瓦の出土地の誤認は、却つて興味ある事實に氣付かしめる。前述した如く、甚目寺出土の重圈周緣素瓣鐙瓦(挿圖4)は、元興寺から同式のもの(圖3)が出土しているが、更に國分寺所藏の周緣缺損の素瓣八葉鐙瓦(圖2)も恐らく元興寺出土の素瓣瓦(圖3)と同様に重圈周緣であつたと思われる。何故ならば、元興寺出土の山田寺式單瓣鐙瓦(圖6)と略同文の鐙瓦(圖5)が國分寺址からも出土しており、更に元興寺出土瓦中、細瓣十二葉、素文周緣内に珠文帶を沿いめぐらす鐙瓦と全く同文のが國分寺址から出土している。そして後者の瓦は、名古屋市東方丘陵麓の廣路町に

あつた瓦窯から出土しており、ここで焼成の後、兩寺へ配給したものと考えられる。即ち同式の文様瓦が、元興寺、國分寺址兩地から二種も出土する事實から、前述の國分寺藏、周縁缺損の素瓣瓦も、蓮瓣の形狀からしても元興寺の重圈周縁素瓣瓦と同様であつたと推定されるのである。更に元慶八年紀に「廿六日甲寅、勅、令尾張國愛智郡、以定額願興寺、爲國分金光明寺、緣本金光明寺災火燒損也」とあるが、愛智郡願興寺とは前述の名古屋市の元興寺に外ならないから、<sup>10)</sup>兩寺の關係は、ただならぬものがあつたと窺知される。上述のことから尾張における初期佛教弘通の情況の一端を考究して見よう。

甚目寺の草創については、流布する緣起に「(前略)或時伊勢の海士甚目龍麿といふ者、世渡るならひとて、藻刈り網引きつゝ、(中略)とある入江にて、はからずも光明赫灼たる紫磨黄金の正觀世音菩薩を網し奉りぬ。

(中略)龍麿は信心肝に銘じ歡喜の涙とよめ難く、こゝに一念發起して佛門に入り此庄に一字を建立し、おのが姓をそがまゝに寺號として、南門に甚目寺という大額をかゝげ、至心歸依の誠をいたし、(下略)」とあり、淺草寺緣起に類似した所傳を語つている。この甚目という氏については、貞觀六年紀に「尾張國海部郡人、治部少錄

從六位上、甚目連公宗氏、尾張醫師從六位上、甚目連公冬雄等、同族十六人賜高尾張宿彌」と見えるが、龍麿は恐らくこの宗氏等の先祖に當る人であろう。天平六年尾張國正稅帳の中島郡の部には、「□□□八位上勳十二等甚□<sup>11)</sup>多希麻呂」と記されているが、この人は恐らく海部郡の甚目連の一族と思われる。これによつても早くから一族が繁衍していたことが推知されるのである。これから歸結するときには、かかる有力氏族の本據に煌やかな堂宇が建立されたであろうことも、自ら首肯できるのである。

上述の如き有力氏族による造寺の動きは、前代以來當國々造族として勢威をふるつていた尾張連族においても、いち早く示されたに違いない。尾張國造族尾張連については、『國造本紀』に記載が見られるが、もとよりそれを充分な據りどころとすることはできない。そこで當地方に於ける古墳の分布を見ると、尾張山地の斷層谷を流れ出る庄内川流域に、大小の古墳群が認められ、特にその下流、伊勢灣頭の名古屋臺地先端に、壯大な最盛期前方後圓墳の形を整えた斷夫山古墳、白鳥古墳が存在している。しかも白鳥古墳の東方約三百米に尾張連が氏神としていた熱田神宮があることは、この名古屋臺地が

尾張連の本據地であつたことを考えしめるものと言えよう。前掲の元興寺こそは、この名古屋臺地の南部、熱田神宮の西北方約二千米、斷夫山古墳から北方約千五百米の地點に、南面して年魚市瀉を見渡しながら甍を耀かせていたのである。この寺が或いは國造族たる尾張連により造建されたのではないかと推定するのも、強ち不當ではなからう。

ところで大化改新後に於ける律令政治の施行は、地方統治の根據として國衙をおいたが、一般に國衙の位置は一國內でも京師に近いところ選ばれた。尾張の場合も例外でなく、北よりの地に置かれた。即ちそれは木曾川のつくつた豊沃な沖積平野の眞直中におかれ、その地は條理制の遺構の歴然たる如く、すでに良く開發されていたようである。しかし地方統治が律令機構に變改されても、政治の實際は多く前代からの有力氏族に占められたようである。尾張においても天平六年同國正稅帳によれば、國府のおかれた中島郡には、「□□□□從八位尾張連」がいたが、恐らく彼は大領であつたと思われる。また同上には、「主帳外大初位上勳十二等國造族向京」とも、「主帳无位尾張連田主」とも見え、その一族の勢威は各地に及んでいたようである。かかる情勢下に天武十四年の詔

により國府寺が造建されようという時、その關係者の中心は、やはり尾張連であつたろう。彼等は新しい政治の中心に於ける造寺に協力すると共に、彼等一族の本貫たる名古屋臺地縁端に、氏神の熱田神宮を崇祀する如く、或いは嘗つて祖先が壯大な古墳を營造したと同様に、一寺を建立することになつたものである。先述した元興寺、尾張國分寺址から同式の瓦が出土し、並びに元慶八年國分寺火災の際、元興寺がその機能を代行したというが如き兩寺關係の密接さは、國造族尾張連を媒介とするものであつたことを充分に考えしめるのである。

註⑩ 『愛知縣史』は「願興寺の所在は明かでないが、恐らくは國衙の附近であらう」と言つてゐるが（第一卷一九五頁）、之は田中氏の指摘される如く（前掲「尾張 三河の寺址と出土瓦」尾張國分寺項）失考である。

## 五、尾張、三河兩地方

### 出土瓦の比較

上來、尾張地方出土の初期的な古瓦について、同地の寺院造立情況の一端を考察したが、更に奈良時代以前同地方出土瓦と、隣國三河地方出土瓦との比較から追考し見て見よう。



先ず言えるのは、屋張出土瓦の文様は、中央大和におけると同様な文様が多いが、三河地方出土瓦の文様は、大和地方に一般に見える文様は少なく、それらとは違つた異様な文様の瓦が多いということである。即ち尾張地方においては、前記四カ寺出土に見られるように、飛鳥様式の素瓣及び山田寺式單瓣文様の後は、それらからの便化と見られる文様のほか、多くは藤原宮式複瓣文様であるに對し、三河地方では、北野廢寺(圖7・8)を初めとして、寺領廢寺(圖8)、渡刈廢寺、鳥羽廢寺(圖10)、總社(圖11)、醫王寺に通じて見られるのは、筆穂形の瓣を一箇の珠點から六乃至十瓣ひらかせ、瓣先端間に珠文を配するという異様な文様である。これらは中央大和地方には全く類例を見ず、僅かに山城北白川廢寺に類式的ものを知られるにすぎない。

いま石田博士の日鮮文化交渉の面からする古瓦の系統觀に従うと、當時の古瓦は百濟系、高麗系、新羅系の三系に分たれるが、百濟系というのは、瓦當文様に蓮華文様が絶對多數を占め、蓮瓣は素瓣が多く、瓣形は狹長、中房小さく蓮子數少く、周縁も素縁、一般に薄手、土質も細かい等が特徴とされている。即ち我が國における初期的な瓦は、この系のものが多いが、前述の尾張出土瓦

も此の百濟系に屬することになる。之に對し高麗系と云うのは、一般に瓦當文様は中心よりの放射線によつて四又は六分し、各區に文様を充填する形式に屬するもので、蓮瓣形、蕾形、忍冬文等の文様が多い。且つ瓦面が高肉で文様間に珠文を配し、中房は半球狀、蓮子は中央に一顆のみか中房を四分し各區に一個宛配するのが多く、周縁も素縁で高いとされている。この特徴は正しく三河地方出土の古瓦文様に合致するが、特に北野廢寺出土瓦は典型的な高麗系瓦とされるであらう。

尾張、三河兩地方出土瓦の相違は、百濟系、高麗系という系統觀により截然と區別されるに至つたが、この系統觀により各系古瓦の地理的分布を石田博士の示すところによつて見ると、百濟系の古瓦は近畿を中心とし、西は四國、九州に及んでいるが、東は大體において近江、尾張以東に出でず、關西以西に分布するに對し、高麗系のもものは山陽、近畿、東海、東山、奥羽の諸地方に分布し、むしろ近畿以東に擴がりをもつという。つまり尾張が西に關係強く、三河が東に關係強いということが言えるのである。

この尾、三出土瓦の異質性ということに關連して想起されるのは、前期彌生式土器の東漸の限界である。即ち

遠賀川流域出土土器を標式とする前期彌生式土器は、東進して大和唐古遺蹟及び瓜破遺蹟に及ぶが、更に東の伊勢灣岸に至つたらしく、名古屋市西志賀遺蹟にその出土が見られる。しかし、それより東方へは及ばず、漸く中期に至つて貝田町式が彌生文化の先驅となつて及ぶことになるかとされている。このことと、日本における初期的な古瓦である百濟系瓦の傳播が、尾張以東に出ないということが符合するのは留意される。

更に次期に出現する古墳の状況を、いま澄田正一氏の論考<sup>⑧</sup>に従つて見ると、尾張においては畿内先進地域と同様に前期から後期初めまで大形の前方後圓墳が營まれ、美濃と共に畿内的であるが、三河では前期と推定される古墳はいずれも圓墳で、中期に至つて前方後圓墳が營造されており、明らかにそれは後進地域型であるとされている。このこともまた、尾、三兩地域の異質性を考えしめる手懸りとなるであろう。

更に大化改新後の地方情勢という點から見ると、大化改新により各地方も律令體制下になつて治められることになつたのではあるが、七道の各地方はそれぞれの歴史的な地域性を未だとどめていたものと思われる。いま尾、三地域を考察の対象とする時、着目されるのは古代

文獻に東國と稱されている地域である。それが如何なる範圍の地域をいうものか、いかなる情況にあつたかは、古代史研究の重要なテーマの一つとして、最近論究が進められつつある。<sup>⑨</sup> いま畿内以東の國造の姓に着目すると、尾張は連姓で、美濃國地域に當る牟義國は君姓であるが、それが東方諸國に入ると、毛野國を除いて皆直姓である。國造には直姓を與えるという原則が六世紀頃に出來ていて、臣、君、連などの姓は身分上若くは勢力上、特別の地位にある國造だけが保つていたと考えられるから、國造の姓の上から見れば、畿内以東でも美濃、尾張と、それ以東とは政治上、別地域をなしていたものと認められる。<sup>⑩</sup>

大化前代の東國には、毛野を中心とする相當強力な勢力があつたらしいが、<sup>⑪</sup> その周辺の相、武、總、常の地域は、五世紀すぎから、忌部、物部、中臣、蘇我など中央有力氏族による經營が進められていたようである。ところが『國造本紀』によれば、伊豆、駿河、遠江、三河の各國造が物部氏とされているのは、海道筋も、相、武、總、常の地域と同様に中央有力氏族―初期には物部氏―による經營がなされていたらしいことを想像せしめるが、この事實は三河を含めた該地域が、毛野を除いた相

樸以下の四地域と同様な政治状態にあつたことを語るものであろう。

上述の如くであれば、東國の範圍も凡そ推定されるが、律令時代の東國の概念は、公式令朝集使條などにより、東海道では足柄山、東山道では碓日嶺以東と考えていたようである。しかし安房分國以前の東國が碓日、足柄以東に限られたものでないことは明らかである。いま井上光貞氏の論考によると、大化二年三月に、前年八月東方八道に遣つた國司の功課に關連して、「奉<sub>レ</sub>順天皇」として讚美された六人の中に、三河大伴直が入つてることが注意される。この六人は、大化二年三月甲子詔の國司功課の「六人奉<sub>レ</sub>法、二人違<sub>レ</sub>令」の六人でなく、辛巳詔の國司功課に「今問<sub>ニ</sub>朝集使及諸國造等<sub>一</sub>とあるから、その功課に功績のあつた朝集使或いは諸國造であつたらう。直姓が多く國造の姓であることは前述したが、三河大伴直とあるのも恐らく三河の國造か、その一族に違いない。とすれば三河國造が、東方八道の國司の功課に關連していることは、恐らく自國の國司について陳訴したのであろうが、三河が東方八道の中に含まれていたことを示すものであるということができよう。

上來の考察により尾張、三河の出土瓦の異質性は單に

古瓦のみでなく、種々の面からも見られることが知られた。尾三兩地域が相接していながら、かかる相違の認められることについては、種々の問題が考えられよう。石田博士は、前述三系古瓦の分布について各系古瓦の出土と歸化人との關係を論述されている。即ち『紀』、『續紀』の記載及び『姓氏錄』の蕃別諸氏の居住地を見ると、各系歸化人と古瓦の分布が凡そ一致し、三河の高麗系瓦も『姓氏錄』に見える新城連と關連するものでないかとされている。この論は注目されてよいが、尙慎重に吟味を要すると思われる。尾張の百濟系古瓦の場合、文獻上百濟系氏族の繁衍の事實を認め得ない。しかし尾張の地係にあつたらしいから、佛敎が大和に流入した時、畿内以東としては逸早く受容し、寺院を建立することになつたと思われる。その際當然に大和地方に於ける技術が導入され、造瓦もその影響下になされたであらう。そこに大和地方と同系の文様瓦を出土する譯が考えられよう。ところが三河は隣國でありながら、前述した如く、政治的に尾張と同様な大和との關係よりも、東國の政治領域に入るものであつた。従つて佛敎の受容も尾張と同様な大和との關係よりも東國との深い關わりにおいて行われ

る可能性が強かつたに違いない。關東地方に、三河地方出土と類似の文様をもつ高麗系瓦が多く出土することは、その地方との關係が充分に考慮されてよいであろう。

以上、初期佛教の地方弘通について畿内以東、特に尾張を中心として考察するところがあつた。單に一國、しかも二、三の寺院についてのみ論述するにとどまり、皮相の考察に流れたふしもあるかと思うが、後機において、より廣範な地域に互つて考察を試み、問題の解明を期したいと思う。

註<sup>17</sup> 石田博士「古瓦より見た日鮮文化の交渉」(『伽藍論考』昭和二十三年、丹波市)。二七三—二九七頁。

<sup>18</sup> 石田博士、前掲書、二九〇—二九四頁。

<sup>19</sup> 澄田正一氏「古墳文化に現われた地域社會—尾張」(『日本考古學講座、第五卷、古墳文化』昭和三十年、東京)。一一八—一二三頁。

<sup>20</sup> 石井良助博士「東國と西國」(『法制史研究』I、昭和二十七年、東京)。丸山二郎氏『日本古代史研究』(昭和二十三年、京都)。井上光貞氏「國造制の成立」(『史學雜誌』六〇—一一、昭和二十六年、東京)。「古代の東國」(『萬葉集大成』第五卷、昭和二十九年、東京)。林陸郎氏「古代東國雜考」(『西郊文化』第三輯、昭和二十六年、東京)。など参照。

<sup>21</sup> 井上氏「國造制の成立」。「古代の東國」。參照。

<sup>22</sup> 石井氏、前掲論文。林氏、前掲論文參照。

<sup>23</sup> 井上氏「古代の東國」(前掲)。三三七—三四三頁。

<sup>24</sup> 石田博士、前掲論文、二九〇—二九四頁。

<sup>25</sup> 直木孝次郎氏「日本古代における族について」(『ヒストリア』第五號、昭和二十八年、大阪)。ほか參照。

(昭和二十七年六月稿  
昭和三十年七月補)